

当日必携

平成21年度

第54回定時総会議案書
並びに資料



日時 平成21年5月21日(木)
10時00分より

場所 ウェルシティ宮崎(宮崎厚生年金会館)
宮崎市宮崎駅東1丁目2番地8「JR宮崎駅東口」
TEL 0985-23-3311

宮崎県土地家屋調査士会

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で誠実に
業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

① 本日の会員数	名
② 本日の出席者	名
③ 委任状による者	名
計 (②+③)	名

平成21年度（第54回）定時総会次第

司会者（正） 高 木 幹 彦
 "（副） 河 野 公 司

副 会 長 北 山 高 之

1. 開会の言葉
2. 土地家屋調査士倫理綱領斉唱
3. 物故会員のため黙祷
4. 新入会員紹介
5. 会長挨拶
6. 表彰
 - (1) 福岡法務局長表彰
 - (2) 宮崎地方法務局長表彰
 - (3) 日本土地家屋調査士会連合会長表彰
 - (4) 九州ブロック協議会会長表彰
 - (5) 宮崎県土地家屋調査士会長表彰

7. 来賓紹介
8. 来賓祝辞
9. 祝電披露

10. 議長・副議長選出

議 長 ()
 副議長 ()

11. 議事録署名者・同書記指名（各2名）

議事録署名者 ()
 書 記 ()

12. 議案

第1号議案 平成20年度会務報告
 並びに事業経過報告

会 長 蓑 原 照 光
 他 各部長

第2号議案 各種委員会報告

- (1) 綱紀委員会
- (2) 境界鑑定委員会
- (3) 苦情相談委員会
- (4) 制度改定推進部会
- (5) 境界問題相談センター設立準備委員会
 境界問題相談センター規則の制定（理事会決議）

委員長 茶 木 久 敏
 委員長 谷 口 和 隆
 委員長 北 山 高 之
 部会長 河 野 俊 治
 委員長 富 田 美 利

第3号議案 平成20年度収支決算報告
 （特別会計を含む）の承認について
 （ 監 査 報 告 ）

財務部長 嶋 田 賀 久
 監 事 ()
 会 長 ()

第4号議案 平成21年度事業計画（案）について

会 長 蓑 原 照 光
 他 各部長

第5号議案 平成21年度収支予算
 （特別会計を含む）（案）について

財務部長 嶋 田 賀 久

第6号議案 宮崎県土地家屋調査士会会則改正について

総務部長 松 崎 靖 尚

第7号議案 役員改選について

13. 議長・副議長退席

14. その他

16. 閉会の言葉

副 会 長 鎌 田 隆 光

受 彰 者 名 簿

◎福岡法務局長表彰

所属支部	氏 名	備	考
児 湯	田 嶋 信 雄	業務歴40年以上	入会 昭和43年 6月 4日

◎宮崎地方法務局長表彰

所属支部	氏 名	備	考
宮 崎	河 野 頼 勝	業務歴30年以上	入会 昭和53年12月13日
宮 崎	三 浦 英 男	業務歴30年以上	入会 昭和54年 3月12日
日 南	税 田 義 己	業務歴30年以上	入会 昭和53年12月19日
都 城	宮 田 正 志	業務歴30年以上	入会 昭和54年 1月22日

◎日本土地家屋調査士会連合会長表彰

所属支部	氏 名	備	考
宮 崎	湯 地 達 也	永年業務功績	連合会顕彰規程 第5条該当者

◎九州ブロック協議会会長表彰

所属支部	氏 名	備	考
宮 崎	鎌 田 隆 光	役員功績	九B顕彰規程第4条2該当者
延 岡	酒 井 弘	役員功績	九B顕彰規程第4条2該当者

◎宮崎県土地家屋調査士会長表彰

所属支部	氏名	備考
宮崎	山口英高	業務歴20年以上 入会 昭和63年 4月11日
宮崎	野中青紀	業務歴20年以上 入会 昭和63年 5月20日
宮崎	松崎靖尚	業務歴20年以上 入会 昭和64年 1月 5日
宮崎	富田美利	業務歴20年以上 入会 平成 元年 2月 6日
児湯	徳田公生	業務歴20年以上 入会 昭和63年11月10日
児湯	河野敏展	業務歴20年以上 入会 平成 元年 1月17日
都城	茶木久敏	業務歴20年以上 入会 昭和63年11月21日
都城	成田親実	業務歴20年以上 入会 平成 元年 4月20日
日向	岩切和弘	業務歴20年以上 入会 昭和63年 6月20日
延岡	山内鶴美	業務歴20年以上 入会 昭和63年 7月11日

第1号議案

平成21年度 会務報告並びに事業経過報告

◎各種会議

1. 定時総会 平成20年 5月30日 ウェルシティ宮崎

2. 常任理事会
 - 第1回 平成20年 4月11日
 - 第2回 平成20年 6月27日
 - 第3回 平成20年10月 3日
 - 第4回 平成20年12月12日
 - 第5回 平成21年 2月20日

3. 理事会
 - 第1回 平成20年 4月25日
 - 第2回 平成20年 7月 4日
 - 第3回 平成20年10月10日
 - 第4回 平成21年 3月10日

4. 支部長会
 - 第1回 平成20年 7月 4日
 - 第2回 平成21年 2月 4日

5. 監 査
 - 期末監査 平成20年 4月18日
 - 中間監査 平成20年10月24日

6. 各種委員会及び各部会
 - (1) 綱紀委員会

 - (2) 制度改定推進部会
 - 第1回 平成20年 7月23日
 - 第2回 平成20年 8月26日
 - 第3回 平成20年 9月25日
 - 第4回 平成20年10月28日

 - (3) 境界鑑定委員会
 - 第1回 平成20年 6月24日
 - 第2回 平成21年 1月29日
 - 第3回 平成21年 3月26日

- (4) ADR相談センター設立準備委員会
 - 第1回 平成20年 5月23日
 - 第2回 平成20年 9月19日
 - 第3回 平成20年12月19日
 - 第4回 平成21年 3月13日
- (5) ADR相談センター設立準備委員会WG (ワーキンググループ)
 - 第1回 平成20年 6月13日
 - 第2回 平成20年 6月26日
 - 第3回 平成20年 7月11日
 - 第4回 平成20年 7月25日
 - 第5回 平成20年 8月10日
 - 第6回 平成20年 8月29日
 - 第7回 平成20年10月31日
 - 第8回 平成20年11月14日
 - 第9回 平成20年11月28日
 - 第10回 平成20年12月11日
 - 第11回 平成21年 1月 9日
 - 第12回 平成21年 1月30日
 - 第13回 平成21年 2月27日
- (6) ADR相談センター業務勉強会
 - 第1回 平成20年 9月26日
 - 第2回 平成20年10月18日
 - 第3回 平成21年 3月27日
- (7) 財務部会
 - 第1回 平成20年 5月14日
 - 第2回 平成20年10月24日
- (8) 公嘱協会との合同会議
 - 第1回 平成20年 5月 1日
 - 第2回 平成20年10月10日
 - 第3回 平成21年 3月10日
- (9) 広報部会
 - 第1回 平成20年 6月11日
 - 第2回 平成21年 1月15日
- (10) 研修会
 - 第1回 平成20年 8月 9日 AZM ホール
 - 第2回 平成20年12月 4日 県央地区
 - 平成20年12月 5日 県西地区
 - 平成20年12月 6日 県北地区
 - 第3回 平成21年 3月24日 AZM ホール
- (11) 苦情相談小委員会

第1回 平成21年 2月13日

7. その他各種会議

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 連合会総会 | 平成20年 6月16日～17日 |
| (2) 全国会長会議 | |
| 第1回 | 平成20年 9月18日～19日 |
| 第2回 | 平成21年 1月19日～20日 |
| (3) 連合会広報部説明会 | 平成20年11月28日 |
| (4) 九B協議会定例総会 | 平成20年 6月 8日～9日 |
| (5) 九B協議会会長会 | |
| 第1回 | 平成20年 6月 7日～8日 |
| 第2回 | 平成20年 7月12日 |
| 第3回 | 平成20年10月17日 |
| 第4回 | 平成21年 2月 7日～9日 |
| (6) 九B臨時会長会 | 平成20年12月14日 |
| (7) 九B協議会担当者会同 | 平成20年10月17日～18日 |
| (8) 九B協議会新人研修会 | 平成21年 2月 7日～9日 |
| (9) 専門士業団体連絡協議会 | |
| 第1回 | 平成20年 8月22日 |
| 無料相談会 | 平成20年11月22日 |
| 宮崎会場 | イオンモール宮崎2F イオンホール |
| 都城会場 | 都城大丸センターモール2F |
| 延岡会場 | 延岡市中小企業振興センター5F会議室 |
| (10) 公嘱事務促進協議会 | 平成20年11月28日 |
| (11) 第2回ADR特別研修 | 平成21年 1月30日～3月28日 |

◎ 「総務部」関係

1. 関連法規の改正に伴う諸規程の整備
 - ① 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程改正
 - ② 証紙運用規則策定
 - ③ 業務調査委員会規則策定
2. 筆界特定制度への対応、協力
3. 苦情相談小委員会及び委員会の充実
4. 紛議調停委員会組織の確立
5. 本会と政治連盟の連絡、調整
6. 境界問題相談センター設立準備
7. 制度改定推進部会
8. 九州ブロック協議会担当会としての対応
9. メールによる情報の配信

◎ 「業務部」関係

1. 境界鑑定委員会
 - 地域慣習調査，地図混乱地域の選定作業
 2. 制度改定推進部会への参加
 3. ADR 相談センター設立準備委員会への参加
 4. 業務調査（不動産調査報告書：支部と連携）
 5. 法務局関係
 - （1）地積測量図の作成者及び実地調査の適正化要望
 - （2）コインコピーサービス公募
 - （3）商業登記集中化について
 - （4）法務局主催の筆界調査委員研修会参加
 - （5）登記事務協議会開催
 - （6）私書箱について
 6. 連合会報告
 - （1）街区基準点等の使用に係る包括使用承認について報告書
 - （2）土地家屋調査士CPDについて意見書
 - （3）筆界調査委員アンケート
 - （4）登記識別情報制度に関するアンケート
 7. 宮崎保険事務局との協議
 - （1）発注是正申し入れ
 - （2）落札後の経過に関して
 8. 各種会議・研修会への参加
 - （1）九B担当者会同業務部座長
 - （2）県会第2回研修会（3地区研修会）
 - （3）公嘱との協議会参加
- ◎ 「広報部」関係
1. 会報の発行

第96号	平成20年	8月	1日	300部
第97号	平成21年	2月	1日	300部
 2. 登記無料相談（表示登記の日）
 - 平成20年4月1日～4月7日 各調査士事務所
 3. 専門士業団体連絡協議会（六士会）の活動
 - （1）合同無料相談の計画会議 平成20年 8月22日（金）
 - （2）なんでも生活無料相談会 平成20年11月22日（土）
 - （宮崎会場）イオンモール宮崎
 - （都城会場）都城大丸センターモール
 - （延岡会場）延岡市中小企業振興センター
 4. 広報担当者会同への参加 平成20年9月25日～26日
 - 於：日調連会館3階会議室
 5. ホームページの運営、管理
- ◎ 「財務部」関係

1. 日本土地家屋調査士会連合会共済会各種保険のPR及び加入促進
2. 国民年金基金制度への加入促進
3. 県会親睦会の開催
 - パークゴルフ大会
 - 平成20年11月15日(土)
 - 都城市山田町パークゴルフ場
 - 参加者40名 担当 都城支部
4. 九州ブロック協議会ゴルフ大会
 - 平成20年10月19日(日)
 - 宮崎市 アコーディア・ゴルフ 青島ゴルフ倶楽部
 - 参加者91名
5. 日調連親睦ゴルフ大会
 - 平成20年 9月 1日(月)
 - 石川県 小松カントリークラブ
 - 参加者 1名
6. 大規模災害対策基金への協力
7. 公益法人会計の検討と会計事務の電算化
8. 九州ブロック協議会担当会としての対応

◎「研修部」関係

1. 研修会の実施

第1回研修会 平成20年8月9日 JAアズムホール
 「明日のために皆でADR」 鹿児島境界相談センター長 谷口正美
 「1ヶ月で出来る筆界特定と5年後の調査士制度」
 大分会会長 中村宏道

第2回三地区研修会

平成20年12月4日 JAアズムホール(県央)
 平成20年12月5日 小林中央公民館(県西)
 平成20年12月6日 日向市文化交流センター(県北)
 「境界相談センター意見交換会」

相談センター準備委員会 富田美利、若杉盛二

「調査士業務を懲戒事例から学ぶ」 業務部長 竹嶋弘康
 「土地家屋調査士倫理規範(案)の解説」 総務部長 松崎靖尚
 「これからの調査士像と調査士CPD」 研修部長 鎌田隆光

第3回研修会「調査士業務にプラス」

平成21年3月24日 JAアズムホール
 「他者を援助する話の聴き方」 臨床心理士 柳田哲宏
 「相談センターの設立準備進行状況について」

準備委員長 富田美利

「オンライン申請と簡単な写真編集の技術」 研修部長 鎌田隆光

平成20年度九州ブロック協議会新人研修会(担当会として主催)

平成21年2月7日～9日 ホテル マリックス
ADR関与員候補特別勉強会

平成20年9月26日、平成20年10月18日

平成21年3月27日 調査士会館3階

認定調査士特別勉強会

平成20年12月27日、平成21年3月21日

調査士会館3階

2. 研修成果の分析

- (1) CPD受講票の配布、時間管理の実施、感想・要望の聴取
- (2) 土地家屋調査士CPDの実施
- (3) 研修会出席状況のHP、総会資料等への掲載

3. 各種会合への参加

- (1) 九州ブロック協議会担当者会同への参加
- (2) 九州ブロック協議会新人研修会の企画、運営

平成20年度会務報告

4.	10	火	オンライン研修会	栗山会員講師
	11	金	第1回常任理事会	定時総会資料について
	16	水	政治連盟総会準備打合せ	定会長ほか
	18	金	九B監査	熊本市 鎌田副会長（九B監事）
	〃	〃	県会監査	原会長、嶋田財務部長、酒井、宮本監事
	19	土	境界鑑定講座	永井哲雄講師（県文書センター）
	20	日	境界鑑定講座	谷口正美講師（鹿児島相談センター長）
	23	木	オンライン研修会	栗山、鎌田講師
	25	金	政治連盟総会（代議員）	調査士会館
	〃	〃	第1回理事会	定時総会資料、次第のチェック
5.	1	木	第1回公嘱協会との合同会議	常任理事出席
	10	土	九B定時総会打ち合わせ	常任理事・九B総会準備
	14	水	県会定時総会会場打合せ	嶋田部長、富田会員
	23	金	第1回相談センター準備委員会	ワーキンググループとして以後開催
	30	金	第53回定時総会	ウェルシティ宮崎
	31	土	九B定時総会打合わせ	常任理事・最終スケジュール
6.	7	土	第1回九B会長会	～8日（日）宮崎観光ホテル
	8	日	平成20年度九B定時総会	～9日（月） 〃
	11	水	広報部会	会報みやざき96号発行について
	13	金	第1回相談センターWG	規則集検討作成1
	16	月	日調連定時総会	～17日（火）蓑原会長 北山副会長
	24	火	第1回境界鑑定委員会	谷口委員長他12名
	26	木	第2回相談センターWG	規則集検討作成2
	27	金	第2回常任理事会	日調連定時総会の報告
7.	4	金	南九州税理士会総会	蓑原会長出席
	〃	〃	第1回支部長会	各支部業務報告、予定業務報告
	〃	〃	第2回理事会	職業賠償責任保険について外
	11	金	第3回相談センターWG	規則案検討作成3
	12	土	九B第2回会長会	青島パームビーチホテル
	23	水	第1回制度改定推進部会	支部再編方法について
	25	金	第4回相談センターWG	規則案まとめ
	29	火	業務調査 ～31日	調査報告書控えと報告書用紙調査
8.	8	金	九BADR担当者会議	田、宮本会員出席
	9	土	第1回研修会	JAAZMホール
	10	日	第5回相談センターWG	規則案、報酬規定
	22	金	平成20年度公嘱協会総会	蓑原会長 ウェルシティ宮崎
	〃	〃	第1回専門士業団連協議会	後藤部長
	26	火	第2回制度改定推進部会	理事、常任理事の選出方法について
	29	金	第6回相談センターWG	規則案 管理規程
9.	1	月	証紙制度切り替え	
	〃	〃	日調連ゴルフ大会	石川県小松市 佐藤金夫会員
	6	土	鹿児島会研修会	相談センターWG委員4名参加
	18	木	第1回全国会長会議	日調連会館 蓑原会長
	19	金	第2回相談センター準備委員会	洲崎、川添弁護士参加
	25	木	第3回制度改定推進部会	支部長業務比重アンケート
	〃	〃	日調連広報担当者会同	日調連会館 後藤部長

	26	金	第1回相談センター業務勉強会	各支部より2名参加
10.	3	金	第3回常任理事会	九B担当者会同について
	10	金	第2回公嘱協会との合同会議	常任理事
	〃	〃	第3回理事会	担当者会同について
	11	土	九B測量技術研修会	川口、殿所、畑中会員参加
	17	金	九B第3回会長会	宮崎観光ホテル
	〃	〃	九B担当者会同	〃 各部長出席
	18	土	第2回相談センター業務勉強会	鹿児島相談センター谷口センター長
	19	日	九Bゴルフ大会	アコーディアゴルフ青島ゴルフ倶楽部
	24	金	財務部会	嶋田部長、事務局
	〃	〃	中間監査	酒井、宮本監事
	28	火	第4回制度改定推進部会	規則改正（会則、役員選任規定等）
	31	金	第7回相談センターWG	マニュアル案作成
11.	14	金	第8回相談センターWG	書式集案検討
	15	土	県会レクリエーション	都城市山田パークゴルフ場
	21	金	第5回制度改定推進部会	規則改正のまとめ
	22	土	六士会無料相談会	宮崎イオンホール、都城、延岡で開催
	28	金	公嘱事務促進会議	蓑原会長、鎌田副会長
	〃	〃	連合会広報部説明会	日調連会館 後藤部長
	〃	〃	第9回相談センターWG	書式集案検討 作成
12.	3	水	社労士法40周年記念式典	蓑原会長
	4	木	三地区研修 県央地区	JAAZMホール
	5	金	〃 県西地区	小林市中央公民館
	6	土	〃 県北地区	日向市文化交流センター
	11	木	第10回相談センターWG	弁護士会との協定書案について
	12	金	第4回常任理事会	九B新人研修について
	14	日	九B臨時会長会	社保庁対応について
	18	木	調査士試験合格証書交付式	法務庁舎
	19	金	第3回相談センター準備委員会	協定書検証 弁護士参加
	26	金	御用納め	
	27	土	第1回ADR特別研修補講	調査士会館 中嶋会員
1.	5	月	仕事始め	
	9	金	第11回相談センターWG	規則集、マニュアル案、書式集検討
	15	木	広報部会	会報作成打ち合わせ
	16	金	宮崎法務庁舎落成式典	蓑原会長
	17	土	大分会研修会（ADR）	相談センターWG委員参加
	19	月	第2回全国会長会 ～20	日調連会館 蓑原会長
	26	月	相談センター協定書打ち合わせ	蓑原会長、弁護士参加
	29	木	第2回境界鑑定委員会	
	30	金	ADR特別研修基礎研修	調査士会館3F ～2/1
	〃	〃	第12回相談センターWG	規則、規程最終案
2.	4	水	第2回支部長会議	20年度支部行事の報告
	7	土	第5回九B会長会 ～9日	九B各県会長 ホテルマリックス
	〃	土	20年九B新人研修～9日	九州各県新人会員
	13	金	苦情相談小委員会	井上、中嶋委員
	16	月	登録証交付式	蓑原会長、岩野会員
	20	金	第5回常任理事会	九B新人研修の報告

21	土	鹿児島会狭山元会長黄綬褒章受章祝賀会	蓑原会長	
26	木	相談センター協定書締結式	蓑原会長、弁護士会松岡会長	
27	金	第13回相談センターWG	関与員選考、選任	
3.	3	火	法務局との協議	蓑原会長、鎌田副会長、松崎、竹嶋部長
7	土	長崎会杉山元会長黄綬褒章受章祝賀会	蓑原会長	
10	火	第4回理事会	九B担当会の反省 事業報告と予算執行	
〃	〃	第3回公嘱協会との合同会議	会長、副会長、常任理事	
〃	〃	宮崎法務局14条地図納品式	蓑原会長	
13	金	ADR特別研修集合研修	～15日 熊本市	
〃	〃	第4回相談センター準備委員会	弁護士2名参加	
17	火	理事会書面決議	相談センター規則制定	
21	土	第2回ADR特別研修補修	調査士会館3F 中嶋会員	
24	火	第3回研修会	J Aアズムホール	
26	木	境界鑑定委員会	谷口委員長	
27	金	第3回相談センター業務勉強会	関与員候補勉強会	
28	土	ADR特別研修考査	熊本市23名受験	
30	月	宮崎法務局局長退任挨拶	蓑原会長外役員	

第2号議案

各種委員会報告

- | | | |
|----------------------|-----|------|
| (1) 綱紀委員会 | 委員長 | 茶木久敏 |
| (2) 境界鑑定委員会 | 委員長 | 谷口和隆 |
| (3) 苦情相談委員会 | 委員長 | 北山高之 |
| (4) 制度改定推進部会 | 部会長 | 河野俊治 |
| (5) ADR相談センター設立準備委員会 | 委員長 | 富田美利 |

平成20年度 一般会計収支決算書

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

収入の部

(単位:円)

勘定科目			予算額	決算額	増 減 (△予算より減)	説 明
款	項	目				
会費収入			25,872,000	25,619,000	△ 253,000	
会費収入			25,872,000	25,619,000	△ 253,000	
当年度会費			25,872,000	25,619,000	△ 253,000	11,000円×2,329ヶ月
過年度会費			0	0	0	
入会金収入			100,000	250,000	150,000	
入会金収入			100,000	250,000	150,000	
入 会 金			100,000	250,000	150,000	50,000×5名
交付金収入			315,000	437,290	122,290	
交付金収入			315,000	437,290	122,290	
登録関係交付金			15,000	38,000	23,000	登録手数料、登録証明手数料
旅費関係交付金			300,000	399,290	99,290	日調連定時総会、九BADR担当者会 同、全国会長会、広報担当者会同
雑収入			1,145,000	1,430,897	285,897	
雑収入			1,145,000	1,430,897	285,897	
会 報 広 告 料			185,000	185,000	0	桐栄サビズ外6件
雑 収 入			950,000	1,227,927	277,927	研修会資料代、補助者証発行手数料、 総会お祝金、書籍販売手数料等
利 息 金			10,000	17,970	7,970	銀行利息金
繰越金			4,965,114	4,965,114	0	
繰越金			4,965,114	4,965,114	0	
前 期 繰 越 金			4,965,114	4,965,114	0	
合 計			32,397,114	32,702,301	305,187	

支出の部

勘定科目		予算額	決算額	増 減 (△予算より減)	説 明
款	項 目				
管理費		13,027,000	10,158,897	△ 2,868,103	
一般管理費		8,334,500	6,395,071	△ 1,939,429	
	職 員 給 与	2,788,800	2,788,800	0	
	職 員 諸 手 当	980,000	915,926	△ 64,074	
	局 長 手 当	240,000	240,000	0	20,000円×12ヶ月
	通 勤 手 当	201,600	201,600	0	16,800円×12ヶ月
	福 利 厚 生 費	764,100	605,586	△ 158,514	社会保険、労働保険、労災保険等
	旅 費 交 通 費	10,000	15,000	5,000	総会打合せ外14件
	通 信 費	350,000	268,370	△ 81,630	電話料金、切手、運送料等
	印 刷 費	1,920,000	412,192	△ 1,507,808	関係法令集、年計表、研修会資料、封筒等
	消 耗 品 費	250,000	202,897	△ 47,103	コピーカクツ料、コピー用紙、文具等
	事 務 局 費	730,000	685,431	△ 44,569	ノートパソコン・カラープリンタリース料、水道料、電気料、電話機リース等
	図 書 費	100,000	59,269	△ 40,731	問答式境界私道の法律、登記研究、民事月報等
業務管理費		2,102,500	1,848,570	△ 253,930	
	役 員 報 酬	1,390,000	1,330,000	△ 60,000	会長40万、副会長12万×2、常任理事12万×5、理事2万×6、監事1.5万×2
	綱 紀 委 員 手 当	45,000	45,000	0	委員長1.5万、委員0.75万×4名
	委 員 手 当	65,000	65,000	0	編集委員0.5万×2、紛議委員0.5万×11名
	旅 費 交 通 費	100,000	14,170	△ 85,830	業務旅費
	渉 外 費	450,000	348,200	△ 101,800	関係機関打合せ、祝儀等
	福 利 厚 生 費	52,500	46,200	△ 6,300	役員交通傷害保険 2,100円×22名

勘定科目		予算額	決算額	増減 (△予算より減)	説明
款	項				
	会議費	2,590,000	1,915,256	△ 674,744	
	総会費	1,130,000	887,116	△ 242,884	総会会場代、横断幕、資料代、保険、懇親会等
	会長・副会長費	80,000	81,260	1,260	旅費、雑費等
	理事会費	550,000	432,380	△ 117,620	〃 4回
	支部長会費	100,000	137,500	37,500	〃 2回
	常任理事会費	410,000	287,900	△ 122,100	〃 5回
	監査会費	120,000	89,100	△ 30,900	〃 2回
	綱紀委員会費	200,000	0	△ 200,000	〃 0回
	事業費	12,268,000	9,400,042	△ 2,867,958	
	会議費	2,700,000	1,678,322	△ 1,021,678	
	連合会会議費	800,000	576,202	△ 223,798	総会、会長会、広報担当者会同等出席旅費日当
	ブロック協議会費	1,900,000	1,102,120	△ 797,880	総会、会長会、担当者会同旅費日当、九Bゴルフ大会、新人研修会打合せ等
	調査研究費	3,780,000	2,848,603	△ 931,397	
	総務部費	120,000	87,020	△ 32,980	旅費、雑費等
	財務部費	120,000	35,060	△ 84,940	〃
	業務部費	150,000	97,855	△ 52,145	〃
	広報部費	100,000	22,340	△ 77,660	〃
	研修部費	150,000	61,071	△ 88,929	〃
	相談センター設立準備委員会	1,000,000	1,041,705	41,705	〃
	各種委員会費	480,000	345,282	△ 134,718	境界鑑定委員会、苦情相談小委員会等
	諸会議費	1,660,000	1,158,270	△ 501,730	専門士業協議会、法務局協議、制度改正推進部会、登記無料相談会等

勘定科目		予算額	決算額	増減 (△予算より減)	説明
款	項				
	指導啓発費	4,848,000	4,400,917	△ 447,083	
	啓発諸費	260,000	210,511	△ 49,489	調査士手帳、レクリエーション、日調連ゴルフ補助外
	支部交付金	3,528,000	3,493,500	△ 34,500	1,500円×2,329ヶ月
	研修会費	860,000	586,906	△ 273,094	3回
	研修活動補助費	200,000	110,000	△ 90,000	九B青年調査士総会、鹿児島県会研修会、九B測量研修、大分会ADR研修会、福岡会境界シンポ旅費補助
	広報費	940,000	472,200	△ 467,800	
	会報出版費	500,000	257,700	△ 242,300	印刷代、投稿謝礼等 2回
	広告宣伝費	440,000	214,500	△ 225,500	県会ホームページ更新作業日当、HP制作料、サーバー維持費
	諸支出金	5,772,000	5,626,747	△ 145,253	
	負担金	4,512,000	4,475,250	△ 36,750	
	連合会会費	4,116,000	4,079,250	△ 36,750	(1,750円×12ヶ月)×人数
	ブロック協議会費	396,000	396,000	0	1,000円×196名+20万円
	財産取得費	50,000	0	△ 50,000	
	備品購入費	50,000	0	△ 50,000	
	積立金	1,010,000	1,010,000	0	
	退職積立金	10,000	10,000	0	
	運営基金積立金	1,000,000	1,000,000	0	
	その他の支出	200,000	141,497	△ 58,503	
	雑費	200,000	141,497	△ 58,503	会費口座振替手数料外
	予備費	1,330,114	0	△ 1,330,114	
	予備費	1,330,114	0	△ 1,330,114	
	予備費	1,330,114	0	△ 1,330,114	
	合計	32,397,114	25,185,686	△ 7,211,428	

次期繰越金32,702,301-25,185,686=7,516,615

付帯決議 款内の流用はこれを認める。

平成20年度 特別会計収支決算書

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

収入の部

(単位：円)

勘定科目		予 算 額	決 算 額	増 減 (△予算より減)	説 明
款	項				
会費収入		3,676,000	3,889,500	213,500	
	比例会費収入	2,500,000	2,720,500	220,500	調査報告書
	自家共済会費収入	1,176,000	1,169,000	△ 7,000	500円×12ヶ月×人数
事業収入		4,690,000	4,872,750	182,750	
	用紙販売収入	2,400,000	2,586,000	186,000	
	事務局賃貸料収入	2,280,000	2,280,000	0	公嘱協会、宮崎支部
	会議室使用料収入	10,000	6,750	△ 3,250	
雑収入		10,000	39,851	29,851	
	受取利息	10,000	39,851	29,851	
繰越金		3,500,880	3,500,880	0	
	前期繰越金	3,500,880	3,500,880	0	
合 計		11,876,880	12,302,981	426,101	

支出の部

(単位：円)

勘定科目		予 算 額	決 算 額	増 減 (△予算より減)	説 明
款	項				
	自家共済制度給付金	1,500,000	0	△ 1,500,000	
	弔 慰 給 付 金	500,000	0	△ 500,000	
	退 会 給 付 金	1,000,000	0	△ 1,000,000	
	借入金返済支出	2,726,268	2,709,033	△ 17,235	
	長期借入金 返済支出	2,726,268	2,709,033	△ 17,235	
	事業費	1,700,000	1,950,467	250,467	
	調査報告書代 印刷	200,000	190,575	△ 9,425	調査報告書、証紙印刷代
	用紙印刷代	1,500,000	1,759,892	259,892	
	管理費	2,021,000	1,660,500	△ 360,500	
	租 税 公 課	620,000	579,100	△ 40,900	
	保 險 料	67,000	66,650	△ 350	火災保険
	慶 弔 慰 費	350,000	201,250	△ 148,750	弔慰金外
	修 繕 費	688,000	609,000	△ 79,000	3階会議室エアコン2台
	消防設備管理費	100,000	10,500	△ 89,500	消防設備点検
	負 担 金 支 出	196,000	194,000	△ 2,000	大規模災害対策基金
	特定預金支出	2,952,000	2,950,000	△ 2,000	
	自家共済引当 預 金 支 出	2,352,000	2,350,000	△ 2,000	1,000円×12ヶ月×人数 (会員、県会各500円)
	建 物 補 修 費 引 当 金 支 出	600,000	600,000	0	50,000円×12ヶ月
	繰越金	977,612	3,032,981	2,055,369	
	次 期 繰 越 金	977,612	3,032,981	2,055,369	
	合 計	11,876,880	12,302,981	426,101	

平成20年度 会館補修費積立金決算書

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

(単位：円)

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
平成19年度定期預金繰越金	5,515,223	会館補修費用	0
平成20年度満期繰入定期預金	600,000		
定期預金利息	14,094		
		次期繰越金	6,129,317
合 計	6,129,317	合 計	6,129,317

平成20年度職員退職引当金収支決算書

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

(単位：円)

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
平成19年度繰越金	1,495,851		
平成20年度積立金	10,000		
預金利息	2,514		
		職員退職金	415,800
		次期繰越金	1,092,565
合 計	1,508,365	合 計	1,508,365

平成20年度自家共済収支決算書

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

(単位：円)

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
前期繰越金	11,051,792	弔慰給付金	50,000
平成20年度積立金会員	1,169,000	退会給付金	711,000
平成20年度積立金本会	1,181,000		
		次期繰越金	12,640,792
合 計	13,401,792	合 計	13,401,792

平成20年度ADR運営基金積立金収支決算書

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

(単位：円)

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
平成19年度繰越金	2,000,000		
平成20年度積立金	1,000,000		
		次期繰越金	3,000,000
合 計	3,000,000	合 計	3,000,000

平成21年4月22日

宮崎県土地家屋調査士会
会長 蓑原照光 様

宮崎県土地家屋調査士会

監事 酒井 弘



監事 宮本 昇



平成20年度監査意見書

私たちは、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの平成20年度における会計及び業務の監査を行い、会則第62条第2項の規定に基づき、次のとおり付記します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、決算諸表、証ひょう書類及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査について、理事会に出席し、理事の業務執行状況を監査し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討しました。

2. 監査意見

- (1) 収支決算書及び財産目録と、会計帳簿等を照合し、次のような主要項目を中心に監査をした結果、本会の収支状況及び財産状況は適正なものと認めます。
 - ① 予算に基づいて収支決算が行われているか？
 - ② 事業計画以外の計画による支出があるか？
 - ③ 予算以外の収支、特に予算外の支出についてあれば正しく処理されているか？
 - ④ 財産の維持管理は適正か？

なお、内容については次のとおりです。

【収支の状況】	【財産の状況】
収入 32,702,301円	『財産目録』記載のとおり、
支出 25,185,686円	正味財産
繰越 7,516,615円	63,680,270円

- (2) 理事の業務執行状況については、理事会及びネット通信網活用による日常業務の執行状況、並びに事業報告書の内容について監査した結果、理事の業務執行に関する不正の行為または、法令、会則ならびに諸規則に違反する重大な事実はないと認めます。
- (3) 司法制度改革という政府の大きな政策の実現に端を発し、調査士法の改正を経て、調査士業務の変革は、目をみはるものがあります。その結果、本会の理事に委任される事務は、制度の発展・存亡に係わるものも山積し、年々煩雑化しております。今年役員改選の年ですが、新役員に対しては、調査士法改正趣旨の十分な理解と、全会員が一丸となり魅力ある職業人として明るい未来を共有できるような組織体制・事業執行等の引継ぎを切望して任期を終えたいと思います。最後に、理事の皆さん本年度も一年間お疲れ様でした。

3. 実施日時

中間監査 平成20年10月24日(金) 13時半～16時
期末監査 平成21年 4月17日(金) 15時～17時

4. 場 所

宮崎県土地家屋調査士会館2階事務局：会議室

5. 立 会 人

蓑原会長・北山副会長・嶋田財務担当理事・事務局職員

財 産 目 録

平成21年3月31日現在

科 目	金 額	(単価:円)
I 資 産 の 部		
1. 流 動 資 産		
現金・預 金		
現金 現金手許有高	29,840	
預 金 宮崎銀行普通	10,519,756	
未収会費	99,000	
売掛金	0	
用紙在庫	1,068,647	
流 動 資 産 合 計		11,717,243
2. 固 定 資 産		
その他の固定資産		
不動産 土地・建物	69,709,577	
電話加入権	0	
什器・備品(動産)	751,950	
会館補修費積立預金 宮崎銀行定期預金	6,129,317	
退職給与積立預金 宮崎銀行普通預金	1,092,565	
自家共済会費積立預金 宮崎銀行定期預金	10,773,792	
自家共済会費積立預金 宮崎銀行普通預金	1,867,000	
運営基金積立預金 宮崎銀行普通預金	3,000,000	
その他の固定資産合計	93,324,201	
固 定 資 産 合 計		93,324,201
資 産 合 計		105,041,444
II 負 債 の 部		
1. 流 動 負 債		
未払金 未払い支部交付金	13,500	
短期借入金	0	
預り金 職員に対する源泉所得税	0	
預り金 敷金	1,000,000	
流 動 負 債 合 計		1,013,500
2. 固 定 負 債		
会館修繕費引当金	6,129,317	
退職給与引当金	1,092,565	
自家共済会費引当金	12,640,792	
運営基金引当金	3,000,000	
長期借入金 宮崎銀行	17,485,000	
固 定 負 債 合 計		40,347,674
負 債 合 計		41,361,174
正 味 財 産		63,680,270

第4号議案

平成21年度事業計画（案）

米国の金融不安に端を発した100年に一度とも言われる世界同時不況の中雇用環境、経済環境の悪化は住宅着工戸数の鈍化に繋がり、私たち土地家屋調査士の業務環境にも深刻な影響を与えております。ここ10年をみましても基盤業務である表示登記申請が3割減との報告が有ります。一方では筆界特定制度における代理人としての活動、ADRにおける代理人としての活動が法定業務として加わり、14条地図の作成に関する業務も定着しつつあります、業務環境の裾野が少しずつではありますが広がって行くような気もしております。従来からの基盤業務に、その時代、時代に新しく加わる業務をもベースにしながら、地に足をつけて、ゆっくりと、しっかりと進んで行くべき時と思います。会員個々においては研修と研鑽に努められ、社会の要請に適切に応えつつ、変革の波に押しつぶされないよう、共に、尚一層の努力をして参りたいと思いません。

この様な状況に鑑み、今年度の事業計画としては、

1. 品位を保持し職業倫理を守り、より高度な倫理の保持に努める。
2. 境界問題相談センターみやざきの設立を図る。
3. 支部の再編、県会組織の改革を推進する。
4. オンライン甲号申請の推進を図る。
5. CPDを見据えて、実務研修の内容充実に努め会員の資質の向上を図る。
6. ホームページ、メールを連絡手段とし、経費節減に努める。
7. 公嘱協会との緊密な連携を図り、組織改革の支援をおこなう。

以上の各項目について取り組んで参りたいと思いません。

「総務部」

1. 関連法規の改正に伴う諸規程の整備
2. 苦情相談小委員会及び委員会の対応
3. 紛議調停委員会への対応
4. 本会と政治連盟の連絡、調整
5. 境界問題相談センター運営委員会への対応
6. 九州ブロック担当者会同への対応
7. その他（他の部に属しない業務全般）

「業務部」

1. 研修会関連
 - (1) オンライン申請（今年末までにオンラインでの甲号申請）
 - (2) 調停能力養成
 - (3) 地図作製業務
 - (4) その他（連合会報告等）
2. 境界鑑定委員会関連
 - (1) 地域の慣習等に関する調査
 - (2) 地図混乱地域の選定作業
3. 相談センター運営委員会関連
手続実施者育成への協力
4. 法務局関係
 - (1) 実務協議会（随時）
 - (2) 登記事務協議会開催
5. 各種会議，研修会への参加
 - (1) 九州ブロック担当者会同
 - (2) 日調連等（九州ブロックを含む）研修会
6. 公嘱協会との連携

「広報部」

1. 会報の発行
 - 第98号 平成21年7月1日 300部
 - 第99号 平成22年1月1日 300部
 - 第100号（記念号）の企画・準備
2. 対外的なPR活動
 - (1) 登記無料相談（表示登記の日）
平成21年4月1日～4月4日 各調査士事務所
 - (2) 専門士業団体連絡協議会（六士会）の活動
合同無料相談、その他
 - (3) 制度制定60周年記念事業への対応
 - (4) ホームページの運営、管理
きめ細かで迅速な情報開示、伝達

「財 務 部」

1. 日本土地家屋調査士会連合会共済会各種保険のPR及び加入促進
2. 国民年金基金制度への加入促進
3. 県会親睦会の開催
4. 県会トラバース会の開催
5. 九州ブロック協議会ゴルフ大会
平成21年10月19日（月）
鹿児島県 指宿ゴルフクラブ 開聞コース
6. 日調連親睦ゴルフ大会
平成21年 8月31日（月）
香川県 さぬき市 志度カントリークラブ
7. 大規模災害対策基金への協力
8. 公益法人会計の検討と会計事務の電算化

「研 修 部」

1. 研修会の企画・運営
2. 研修内容の分析・検討
3. 土地家屋調査士CPDの実施
4. 研修会不参加会員への対応
5. 各種会合への参加

第5号議案
一般会計

平成21年度 一般会計予算 (案)
自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

収入の部

(単位:円)

勘定科目		予算額	前年度 予算額	増 減 (△前年度より減)	説 明
款 項	目				
会費収入		25,575,000	25,872,000	△ 297,000	
	会費収入	25,575,000	25,872,000	△ 297,000	
	当年度会費	25,476,000	25,872,000	△ 396,000	11,000円×12ヶ月×193名
	過年度会費	99,000	0	99,000	
入会金収入		100,000	100,000	0	
	入会金収入	100,000	100,000	0	
	入 会 金	100,000	100,000	0	50,000×2名
交付金収入		315,000	315,000	0	
	交付金収入	315,000	315,000	0	
	登録関係交付金	15,000	15,000	0	
	旅費関係交付金	300,000	300,000	0	日調連旅費受入
負担金収入		2,600,000	0	2,600,000	
	負担金収入	2,600,000	0	2,600,000	
	事務局負担金	2,600,000	0	2,600,000	宮崎支部、公嘱協会負担分
雑収入		1,160,000	1,145,000	15,000	
	雑収入	1,160,000	1,145,000	15,000	
	会 報 広 告 料	200,000	185,000	15,000	桐栄カピス外7件
	雑 収 入	950,000	950,000	0	補助者証発行手数料、団体定期保険 事務費受入等
	利 息 金	10,000	10,000	0	銀行利息金
繰越金		7,516,615	4,965,114	2,551,501	
	繰越金	7,516,615	4,965,114	2,551,501	
	繰 越 金	7,516,615	4,965,114	2,551,501	
特定預金取崩収入		3,000,000	0	3,000,000	
	ADR運営基金積立金 取崩収入	3,000,000	0	3,000,000	
	ADR運営基金積 立金取崩収入	3,000,000	0	3,000,000	
合 計		40,266,615	32,397,114	7,869,501	

支出の部

(単位：円)

勘定科目		予算額	前年度 予算額	増 減 (△前年度より減)	説 明
款	項 目				
管理費		15,864,600	13,027,000	2,837,600	
一般管理費		10,752,100	8,334,500	2,417,600	
	職 員 給 与	4,020,000	2,788,800	1,231,200	
	職 員 諸 手 当	750,000	980,000	△ 230,000	賞与、時間外
	局 長 手 当	240,000	240,000	0	20,000円×12ヶ月
	通 勤 手 当	288,000	201,600	86,400	24,000円×12ヶ月
	福 利 厚 生 費	804,100	764,100	40,000	社会保険、労働保険、労災保険、健康診断等
	旅 費 交 通 費	10,000	10,000	0	労働保険説明会外
	通 信 費	450,000	350,000	100,000	電話料金、切手、運送料等
	印 刷 費	2,540,000	1,920,000	620,000	研修会資料、封筒、領収書、年計表等
	消 耗 品 費	350,000	250,000	100,000	コピーカウンタ料、コピー用紙、文具等
	事 務 局 費	1,200,000	730,000	470,000	ノートパソコン・カープ・プリンタース料、水道料、電気料、電話機リース等
	図 書 費	100,000	100,000	0	登記研究等
業務管理費		2,222,500	2,102,500	120,000	
	役 員 報 酬	1,510,000	1,390,000	120,000	会長40万、副会長12万、常任理事12万、理事2万、監事1.5万
	綱 紀 委 員 手 当	45,000	45,000	0	委員長1.5万、委員0.75万×4名
	委 員 手 当	65,000	65,000	0	編集委員0.5万×2、紛議委員0.5万×11名
	旅 費 交 通 費	100,000	100,000	0	業務旅費
	渉 外 費	450,000	450,000	0	関係機関打合せ、祝儀等
	福 利 厚 生 費	52,500	52,500	0	役員交通傷害保険 2,100円×25名
会議費		2,890,000	2,590,000	300,000	
	総 会 費	1,260,000	1,130,000	130,000	総会資料代、旅費、保険、懇親会等
	会 副 会 長 費	90,000	80,000	10,000	旅費、雑費等
	理 事 会 費	630,000	550,000	80,000	〃 4回
	支 部 長 会 費	140,000	100,000	40,000	〃 2回
	常 任 理 事 会 費	450,000	410,000	40,000	〃 7回
	監 査 会 費	120,000	120,000	0	〃 2回
	綱 紀 委 員 会 費	200,000	200,000	0	

勘定科目		予算額	前年度 予算額	増 減 (△前年度より減)	説 明
款	項 目				
事業費		12,194,000	12,268,000	△ 74,000	
会議費		2,000,000	2,700,000	△ 700,000	
連 合 会 会 議 費		800,000	800,000	0	総会、会長会、研修会等
フック協議会 会 議 費		1,200,000	1,900,000	△ 700,000	総会、会長会、担当者会同、新人研修会等
調査研究費		4,180,000	3,780,000	400,000	
総 務 部 費		120,000	120,000	0	旅費日当、雑費等
財 務 部 費		120,000	120,000	0	〃
業 務 部 費		150,000	150,000	0	〃
広 報 部 費		100,000	100,000	0	〃
研 修 部 費		150,000	150,000	0	〃
相談センター設立準備委員会費		1,240,000	1,000,000	240,000	〃
各種委員会費		0	480,000	△ 480,000	境界鑑定委員会、苦情相談委員会等 諸会議費へ算入
諸 会 議 費		2,300,000	1,660,000	640,000	専門士業、ADR・筆界特定、制度研究、 業務研究会、選挙管理委員会、法務局 協議等
指導啓発費		5,234,000	4,848,000	386,000	
啓 発 諸 費		560,000	260,000	300,000	手帳、日調連ゴルフ、厚生活動
支 部 交 付 金		3,474,000	3,528,000	△ 54,000	1,500円×12ヶ月×会員数
研 修 会 費		1,000,000	860,000	140,000	4回
研修活動補助費		200,000	200,000	0	県外研修会参加補助費
広報費		780,000	940,000	△ 160,000	
会 報 出 版 費		400,000	500,000	△ 100,000	印刷代、投稿謝礼等
広 告 宣 伝 費		380,000	440,000	△ 60,000	県会HP更新、サーバーレンタル、看板補修費等

勘定科目		予算額	前年度 予算額	増 減 (△前年度より減)	説 明
款	項 目				
諸支出費		9,535,000	5,772,000	3,763,000	
負担金		5,025,000	4,512,000	513,000	
連 合 会 会 費		4,632,000	4,116,000	516,000	(1,750円×6ヶ月+2,250円×6ヶ月) ×人数
フック協議会費		393,000	396,000	△ 3,000	1,000円×人数+20万円
財産取得費		450,000	50,000	400,000	
備 品 購 入 費		450,000	50,000	400,000	パソコン、書棚他
積立金		100,000	1,010,000	△ 910,000	
退職給与引当金		100,000	10,000	90,000	特別会計退職積立金へ
運営基金積立金		0	1,000,000	△ 1,000,000	ADR相談センター設立等
特別会計繰出金		3,760,000	0	3,760,000	
相談センター特別会計繰出金		3,760,000	0	3,760,000	ADR相談センター特別会計へ
その他の支出		200,000	200,000	0	
雑 費		200,000	200,000	0	
予備費		2,673,015	1,330,114	1,342,901	
予備費		2,673,015	1,330,114	1,342,901	
予 備 費		2,673,015	1,330,114	1,342,901	
合計		40,266,615	32,397,114	7,869,501	

付帯決議 款内の流用はこれを認める。

平成21年度 特別会計予算 (案)

自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

収入の部

(単位：円)

勘定科目		予 算 額	前年度 予算額	増 減 (△前年度より減)	説 明
款	項				
会費収入		3,658,000	3,676,000	△ 18,000	
	比例会費収入	2,500,000	2,500,000	0	証紙
	自家共済会費収入	1,158,000	1,176,000	△ 18,000	500円×12ヶ月×人数
事業収入		4,690,000	4,690,000	0	
	用紙販売収入	2,400,000	2,400,000	0	
	事務局賃貸料収入	2,280,000	2,280,000	0	公嘱協会、宮崎支部
	会議室使用料収入	10,000	10,000	0	
雑収入		10,000	10,000	0	
	受取利息	10,000	10,000	0	
繰越金		3,032,981	3,500,880	△ 467,899	
	前期繰越金	3,032,981	3,500,880	△ 467,899	
合 計		11,390,981	11,876,880	△ 485,899	

支出の部

(単位：円)

勘定科目		予 算 額	前年度 予算額	増 減 (△前年度より減)	説 明
款	項				
自家共済制度給付金		0	1,500,000	△ 1,500,000	
	弔 慰 給 付 金	0	500,000	△ 500,000	
	退 会 給 付 金	0	1,000,000	△ 1,000,000	
借入金返済支出		2,709,033	2,709,033	0	
	長 期 借 入 金 返 済 支 出	2,709,033	2,709,033	0	
事業費		2,000,000	1,700,000	300,000	
	証 紙 印 刷 費	200,000	200,000	0	
	用 紙 印 刷 費	1,800,000	1,500,000	300,000	
管理費		1,978,000	1,981,000	△ 3,000	
	租 税 公 課	580,000	580,000	0	
	保 險 料	67,000	67,000	0	
	慶 弔 慰 費	350,000	350,000	0	
	修 繕 費	688,000	688,000	0	会館補修費
	消防設備管理費	100,000	100,000	0	
	負 担 金 支 出	193,000	196,000	△ 3,000	大規模災害対策基金
特定預金支出		2,916,000	2,916,000	0	
	自 家 共 済 引 当 預 金 支 出	2,316,000	2,316,000	0	1,000円×12ヶ月×人数 (会員、県会各500円)
	建 物 補 修 費 引 当 金 支 出	600,000	600,000	0	
繰越金		1,787,948	287,948	1,500,000	
	次 年 度 繰 越 金	1,787,948	287,948	1,500,000	
合 計		11,390,981	11,093,981	297,000	

特別会計 境界問題相談センターみやざき
 収支予算(案)

自 平成21年9月18日 至 平成22年3月31日

収入の部

勘定科目 款 項 目	予算額	決算額	差異	備考
A事業収入	440,000			
a手数料収入	440,000	0	0	
1 相談手数料	200,000			10件×2万
2 調停手数料	60,000			2件×3万
3 期日手数料	80,000			4回×2万
4 成立手数料	100,000			表による
B繰入金収入	3,760,000	0	0	
c繰入金収入	3,760,000	0	0	
5 一般会計繰入	3,760,000			(7/12ヶ月)×130万+300万
C雑収入	1,100			
d雑収入	1,100			
6 雑収入	1,000			閲覧手数料等
7 利息金	100			
当期収入合計 (A)	4,201,100	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収入合計 (B)	4,201,100	0	0	

支出の部

勘定科目 款 項 目	予算額	決算額	差異	備考
A管理費	560,000	0	0	
a 管理費	60,000			
1 通信費	40,000			
2 消耗品費	10,000			
3 図書費	10,000			
b 会議費	480,000	0	0	
4 運営委員会費	438,000			3回×90000+7回×24000
5 委員等研修費	42,000			
c 研修会費	20,000			
6 研修会費	20,000			
B事業費	625,000	0	0	
d 調査研究費	550,000	0	0	
8 事前面談費	240,000			40件×6千 (60件)
9 相談委員会費	160,000			10件×1万6千 (12件)
10 調停委員会費	132,000			2件×3回×2万2千(5件)
11 雑費	18,000			相手方交渉等
e 交付金	75,000	0	0	
14 成立報酬費	75,000			表による
C諸支出費	1,316,100	0	0	
fその他の支出	1,316,100	0	0	
15 その他の支出	1,316,100			施設設備費等
当期収支差額 A - C	1,700,000	0	0	
次期繰越収支差額 B - C	1,700,000	0	0	

※項内流用を認める

()は年間予想件数

第6号議案 規則の制定・改正について

宮崎県土地家屋調査士会会則改正について (別紙1)

上記について別紙1の通り改正する。

【宮崎県土地家屋調査士会会則】

【 現 行 】	【 改 正 案 】
<p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号。以下「法」という。）第47条第1項の規定により、宮崎地方法務局の管轄区域内（以下「本会の区域内」という。）に事務所を有する土地家屋調査士（以下「調査士」という。）で設立する土地家屋調査士会の名称は、宮崎県土地家屋調査士会とする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 宮崎県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）は、調査士の使命及び職責にかんがみ、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項</p> <p>(2) 会員の業務及び執務の指導並びに連絡に関する事項</p> <p>(3) 日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）が行う調査士の登録及び法第5章に基づき設立された土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の届出の事務に関する事項</p> <p>(4) 業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項</p> <p>(5) 業務関係法規の調査及び研究に関する事項</p> <p>(6) 業務の改善についての調査及び研究に関する事項</p> <p>(7) 統計に関する事項</p> <p>(8) 境界についての確認、管理及び鑑定並びに境界紛争の解決に関する調査及び研究</p> <p>(9) 筆界特定制度及び法第3条第1項第7号に規程する筆界が現地において明ら</p>	<p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p>

かでないことを原因とする民間紛争解決
手続（以下「筆界に関する民間紛争解決
手続」という）に関する事項。

（10）地図に関する調査及び研究に関する
事項

（11）業務の相談に関する事項

（12）研修に関する事項

（13）講演会、講習会等の開催に関する
事項

（14）広報に関する事項

（15）福利厚生及び共済に関する事項

（16）公共嘱託登記の受託推進及び社団
法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以
下「協会」という。）に対する助言に関する
事項

（17）会員の業務に関する紛議の調停に
関する事項

（18）本会及び会員に関する情報の公開
に関する事項

（19）調査士の国民に対する法的サービ
スの提供の拡充に関する事項

（20）その他本会の目的を達成するた
めに必要な事項

（事務所の所在地）

第4条 本会は、宮崎市に事務所を置く。

（ 同 左 ）

第2章 会員並びに入会及び退会等

第1節 会 員

（会員）

第5条 本会の会員は、次に掲げる調査士
及び調査士法人とする。

（ 同 左 ）

（1）本会の区域内に事務所を有する調査
士（以下「調査士会員」という。）

（2）本会の区域内に主たる事務所又は従
たる事務所のみを有する調査士法人（以
下「法人会員」という。）

第2節 入会及び退会

（調査士会員の入会手続）

第6条 本会に入会しようとする者は、連合
会の定める入会届を本会に提出しなけれ
ばならない。

（ 同 左 ）

2 前項の入会届には、次に掲げる事項を
記載し、入会しようとする者が記名押印し
なければならない。

2 （ 同 左 ）

<p>(1) 氏名、生年月日及び男女の別</p> <p>(2) 本籍（外国人にあっては、国籍）、住所及び事務所</p> <p>(3) 調査士となる資格取得の種類</p>		
<p>3 第1項の入会届には、次に掲げる書面等を添付しなければならない。</p> <p>(1) 調査士となる資格を有することを証する書面</p> <p>(2) 履歴書</p> <p>(3) 写真5葉</p> <p>(4) 本籍及び住所を証する書面（外国人にあっては、外国人登録に関する証明書）</p>	3	(同 左)
<p>4 本会に入会手続を取った者は、登録又は変更の登録を受けた時に本会の調査士会員となる。</p>	4	(同 左)
<p>5 第1項の入会届は、それを提出した者が登録を受けることができなかつたときは、失効する。</p>	5	(同 左)
<p>(法人会員の入会届)</p> <p>第7条 調査士法人は、法第53条第1項又は第4項の規定により本会の会員となつたときは、会員となつた日から2週間以内に、連合会の定める届出書に、法人の登記事項証明書（履歴事項証明書を含む。以下同じ。）及び法人の定款の写しを添えて、本会に提出するとともに、本会を經由して連合会に提出しなければならない。</p>		(同 左)
<p>(登録事務等)</p> <p>第8条 本会は、連合会会則及び連合会会則施行規則等に従い連合会の行う調査士の登録及び調査士法人の届出に関する事務の一部を行う。</p>		(同 左)
<p>2 本会は、前項の連合会に提出する届出書を受け付けたときは、遅滞なく、連合会に送付するものとする。</p>	2	(同 左)
<p>(印鑑届)</p> <p>第9条 本会に入会した調査士会員は、土地家屋調査士法施行規則（以下「施行規則」という。）第15条に定める印鑑（以下「職印」という。）を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。</p>		(同 左)
<p>2 本会に入会した法人会員は、調査士法人の業務上使用する印鑑（以下「調査</p>	2	(同 左)

<p>士法人の職印」という。)を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。</p>		(同 左)
<p>3 調査士法人の職印は、その事務所ごとに定めることができる。</p>	3	(同 左)
(改印届)		(同 左)
<p>第10条 会員が前条の印鑑を改印したときは、遅滞なく、印鑑紙を添付した改印届を本会に提出しなければならない。</p>		(同 左)
(印鑑紙の貼付)		(同 左)
<p>第11条 本会は、第9条の印鑑届を受領したときは、添付された印鑑紙を会員名簿に貼付する。</p>		(同 左)
<p>2 本会は、第10条の改印届を受領したときも前項と同様とし、当該印鑑紙の余白にその旨を記載する。</p>	2	(同 左)
(変更届)		(同 左)
<p>第12条 調査士会員は、調査士名簿の登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく、連合会の定める変更届に、変更を証する書面を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。</p>		(同 左)
<p>2 法人会員は、定款又は調査士法人名簿の登録事項を変更したときは、変更の日から2週間以内に、連合会の定める変更届に、変更を証する書面を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。</p>	2	(同 左)
(調査士法人の解散届)		(同 左)
<p>第13条 調査士法人が解散したとき(法第39条第1項第3号及び第4号を除く。)は、解散の日から2週間以内に、連合会の定める届出書に、登記事項証明書を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。</p>		(同 左)
(調査士法人の合併届)		(同 左)
<p>第14条 調査士法人が合併したときは、合併の日から2週間以内に、連合会の定める届出書に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければ</p>		(同 左)

ならない。		
2 前項の届出は、合併により解散した法人会員の退会した旨の届出及び新設された調査士法人の入会した旨の届出を兼ねるものとする。	2	(同 左)
(退会等手続)		
第15条 調査士会員は、本会を退会しようとするとき又は事務所の移転により所属する土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）を変更しようとするときは、連合会の定める退会届にその者が記名し、職印を押して、本会に提出しなければならない。		(同 左)
2 法人会員の清算人は、清算終了の登記後、速やかに、清算終了した旨を連合会の定める届出書に、登記事項証明書を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。	2	(同 左)
3 法人会員が破産手続開始の決定を受けたことにより退会したときは、2週間以内に、連合会の定める届出書に、破産手続開始の決定を証する書面を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。	3	(同 左)
4 法人会員が本会の区域内に事務所を有しなくなったときは、その登記の日から2週間以内に、連合会の定める届出書に、登記事項証明書を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。	4	(同 左)
(業務廃止の届出)		
第16条 調査士会員は、法第15条第1項第1号及び第4号に該当することとなったときは、遅滞なく、連合会の定める業務廃止届を、本会を経由して連合会に提出しなければならない。		(同 左)
(準用規定)		
第17条 第8条第2項の規定は、第12条、第13条、第14条第1項、第15条第2項から第4項まで及び前条の届出があった場合について準用する。		(同 左)
(退会の効力発生時期)		
第18条 第15条第1項の退会届及び第16条の		(同 左)

業務廃止届を提出した調査士会員は、その届けが本会に到達した日から退会したものとす。ただし、所属する調査士会の変更の登録に伴い退会しようとする者については、変更の登録の時に退会する。		
2 法人会員は、その清算の終了の時又は破産手続開始の決定を受けた時に退会する。	2	(同 左)
3 法人会員は、その事務所の移転又は廃止により本会の区域内に事務所を有しないこととなったときは、その旨の登記をした時に退会する。	3	(同 左)
(手数料)		
第19条 会員は、調査士名簿の登録又は調査士法人の届出に関し、連合会会則に定める手数料を納付しなければならない。		(同 左)
(通知)		
第20条 本会は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる書面を送付して、その会員の所属する支部又はその会員の所属していた支部に通知する。		(同 左)
(1) 入会があったとき。 入会した旨を記載した書面の写し		
(2) 退会があったとき。 退会した旨を記載した書面の写し		
(3) 会員名簿の記載事項に変更があったとき。 変更の旨を記載した書面の写し		
2 本会は、入会届を提出した者が調査士会員となったとき、又は第6条第1項の入会届が失効したときは、その者に対し、その旨を通知する。	2	(同 左)
3 本会は、第18条の規定により退会の効力が生じたときは、その者に対し、その旨及び年月日を通知する。	3	(同 左)
(懲戒処分があった場合の届出)		
第21条 会員は、法第42条又は法第43条の規定による懲戒処分を受けたときは、遅滞なく、本会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。		(同 左)
(会員名簿)		
第22条 本会に調査士会員名簿及び調査士法人会員名簿を備える。		(同 左)
2 前項の会員名簿は、連合会が定める様	2	(同 左)

式により調製するものとする。		
3 本会は、第1項の会員名簿に記載した事項に変更が生じたときは、会員名簿にその旨を記載する。	3	(同 左)
4 本会は、調査士会員が退会し、若しくは登録の取消しを受けたとき、又は法人会員が退会したときは、それらの者の名簿を調査士会員名簿又は調査士法人会員名簿から除き、それぞれ別に保管するものとする。	4	(同 左)
(会員証等の交付)		
第23条 本会は、入会した調査士会員に、連合会の定める様式による会員証及び会員徽章を交付する。		(同 左)
(会員証の記載事項の変更)		
第24条 調査士会員は、第12条の変更届を提出する場合において、会員証の記載事項に変更を要するときは、変更届に写真1葉を添えて提出しなければならない。		(同 左)
2 本会は、前項の変更届等を受理したときは、遅滞なく、新会員証を作成の上、これを当該会員に交付するとともに、旧会員証を返還させなければならない。	2	(同 左)
3 本会は、前項の規定により新会員証を交付したときは、調査士会員名簿に記載事項の変更により交付した旨を記載する。	3	(同 左)
(会員証の返還)		
第25条 調査士会員は、その資格を失った場合には、本会に会員証を返還しなければならない。		(同 左)
(会員証の再交付)		
第26条 本会は、調査士会員が、会員証を滅失し、又は損傷したときは、その者の申請により会員証を再交付する。		(同 左)
2 調査士会員は、会員証が損傷したため新会員証の交付を受けたときは、遅滞なく、本会に、旧会員証を返還しなければならない。	2	(同 左)
(会員証等の再交付申請)		
第27条 調査士会員は、会員証又は会員徽章の再交付を申請するには、別に定める様式による会員証等再交付申請書1通を本会に提出しなければならない。		(同 左)

第3章 会の機関

第1節 役員

(役員)

第28条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人以上4人以内
- (3) 理事 5人以上12人以内
- (4) 監事 2人以上

2 理事のうち、5人以内を常任理事とする。

3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員職務)

第29条 会長は、本会を代表し、会の業務を総理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。尚、部長を兼務することを妨げない。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めるところにより、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、その職務を行う。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 会の資産及び会計に関する監査
- (2) 会長、副会長及び理事の業務執行の状況の監査

5 監事が欠員のとき、又は監事に事故があるときは、あらかじめ総会の決議により定められた者がその職務を行う。

6 役員は、法令、この会則及び連合会会則並びに総会の決議を遵守し、適正にその職務を遂行しなければならない。

(役員守秘義務)

第30条 役員は、会務執行上知り得た会員に関する秘密を、正当な理由なくして他に漏らしてはならない。役員を退任した後も同様とする。

(役員選任)

第31条 役員は、総会において調査士会員のうちから選任する。

(役員)

第28条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人以上4人以内
- (3) 理事 5人以上12人以内
- (4) 監事 2人以上

2 理事のうち、7人以内を常任理事とする。

3 (同左)

(同左)

2 (同左)

3 (同左)

4 (同左)

5 (同左)

6 (同左)

(同左)

(同左)

2 役員を選任に関し必要な事項は、別に総会で定める。	2	(同 左)
(役員任期) 第32条 役員任期は、役員が就任した時から第2回目の定時総会の終了する時までとする。		(同 左)
2 役員が任期の満了又は辞任により退任した場合において、役員定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。	2	(同 左)
3 欠員又は増員により選任された役員任期は、他の役員任期の残存期間と同一とする。	3	(同 左)
(役員退任) 第33条 役員は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは退任する。		(同 左)
(1) 法第15条第1項又は法第16条第1項の規定による登録の取消しを受けたとき。		
(2) 法第42条第1項第1号又は第2号の処分を受けたとき。		
(3) 調査士法人が、法第43条の規定により処分を受けた場合において、その処分事由が発生した当時、当該調査士法人の社員として在籍していたとき。		
(4) 会則に基づき調査士会員である資格を喪失したとき。		
(5) 総会において解任の決議があったとき。		
第2節 理事会		
(理事会組織及び招集) 第34条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。		(同 左)
2 理事会は、会長が招集する。		
3 理事会を招集するには、会日より1週間前に副会長及び理事に通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。	2 3	(同 左) (同 左)
4 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。	4	(同 左)
5 理事会は、副会長及び理事全員の同意があったときは、招集の手続を経ないで開くことができる。	5	(同 左)
6 会長は、緊急を要する事項につき、	6	(同 左)

副会長及び理事の全員の同意を得て、第2項の招集に代えて書面による決議を求めることができる。		
7 理事会に、会務に関する連絡調整を図るとともに理事会から付託された事項を処理するため、会長、副会長及び常任理事をもって組織する常任理事会を設ける。	7	(同 左)
8 常任理事会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。	8	(同 左)
(理事会の決議)		
第35条 本会の業務執行は、理事会の決するところによる。		(同 左)
2 理事会の議長は、会長とする。	2	(同 左)
3 理事会の決議は、理事会の構成員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決議する。可否同数のときは、議長が決する。	3	(同 左)
4 理事会の決議について特別利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。	4	(同 左)
5 前条第6項による書面決議は、理事会構成員の過半数が書面をもって賛成をしたときは、理事会の決議があったものとする。	5	(同 左)
6 会長は、前項の結果を速やかに副会長及び理事に通知しなければならない。	6	(同 左)
(理事会の決議事項)		
第36条 次に掲げる事項は、理事会の決議を経なければならない。		(同 左)
(1) 事業計画に関する事項		
(2) 総会に付議すべき事項		
(3) 規則等の制定及び改廃に関する事項		
(4) 会長から付託された事項		
(5) 支部長会議に付議すべき事項		
(6) 支部長会議の決議により審議を請求された事項		
(7) 連合会会則第19条に定める代議員の選出に関する事項		
(8) 常任理事の役職の選任及び解任に関する事項		
(9) 前各号に掲げるもののほか、業務の執行に関する事項		
(議事録)		
第37条 理事会の議事については、議事録を		(同 左)

作らなければならない。		
2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した役員2人が署名、押印しなければならない。	2	(同 左)
第3節 総会		
(総会)		
第38条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。		(同 左)
(総会の組織)		
第39条 総会は、調査士会員で組織する。		(同 左)
(総会の招集)		
第40条 会長は、毎会計年度の終了後2ヶ月以内に定時総会を招集しなければならない。		(同 左)
2 会長は、必要があると認める場合には、臨時総会を招集することができる。	2	(同 左)
3 総会を招集するには、会日から2週間前に調査士会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。	3	(同 左)
4 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。	4	(同 左)
(総会の特別招集)		
第41条 会長は、次の場合には、1ヶ月以内の日を会日とする総会を招集しなければならない。		(同 左)
(1) 支部長会議の決議により総会招集の請求があったとき。		
(2) 調査士会員の10分の1以上の者から総会招集の請求があったとき。		
2 前項の請求があった日の翌日から3週間以内に会長が総会招集の通知を発しないときは、前項の請求者が総会を招集することができる。	2	(同 左)
(総会の決議事項)		
第42条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。		(同 左)
(1) 予算及び決算に関する事項		
(2) 会則の制定及び変更に関する事項		
(3) 総会で定めることとされた規則の制		

定及び改廃に関する事項		
(4) 役員を選任及び解任に関する事項		
(5) 綱紀委員及びその予備委員の選任及び解任に関する事項		
(6) 重要な財産の取得、処分及び多額の債務の負担に関する事項		
(7) 理事会又は支部長会議において総会に付議すべき旨決議した事項		
(8) 総会において、審議することを相当と決議した事項		
(決議の要件)		
第43条 総会の決議は、この会則に別段の定めのある場合のほか、出席した調査士会員の議決権の過半数で決議する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。	2	(同 左)
2 調査士会員は、他の調査士会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、代理人は、代理権を証する書面を総会に提出しなければならない。	2	(同 左)
3 第35条第4項の規定は、総会の決議について特別利害関係を有する者の議決権について準用する。	3	(同 左)
(議決権)		
第44条 調査士会員は、1個の議決権を有する。		(同 左)
(議長)		
第45条 総会の議長は、総会で選任する。		(同 左)
(特別決議の要件)		
第46条 第42条第2号及び第6号並びに役員及び綱紀委員(同予備委員を含む。)の解任に関する事項の決議は、調査士会員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決議する。		(同 左)
(議事録)		
第47条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。		(同 左)
2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した調査士会員2人が署名、押印しなければならない。	2	(同 左)
第4節 委員会		

(綱紀委員会)		
第48条 本会は、会員の綱紀保持に関する事項をつかさどらせるため、綱紀委員会を置かなければならない。		(同 左)
2 綱紀委員会は、綱紀委員（以下この節において「委員」という。）5人をもって組織する。	2	(同 左)
3 委員の任期は、就任の時から第2回目の定時総会の終了の時までとする。	3	(同 左)
4 委員に事故があるとき又は委員の欠員が生じたときに備え、その職務を行うため予備委員若干名を置く。	4	(同 左)
5 委員及び予備委員は、調査士会員のうちから総会で選任する。	5	(同 左)
6 委員及び予備委員は、役員を兼ねることができない。	6	(同 左)
7 綱紀委員会に関し必要な事項は、別に総会で定める。	7	(同 左)
(準用規定)		
第49条 第32条第3項及び第33条の規定は、委員及び予備委員の任期及び退任について準用する。		(同 左)
(委員会の職務)		
第50条 会長は、会員が法若しくは施行規則又はこの会則若しくは連合会会則に違反すると思料するとき、又は違反するおそれがあると認めるときは、綱紀委員会にその調査をさせなければならない。		(同 左)
2 綱紀委員会は、前項の調査を行うには、会員の保有する事件簿その他の関係書類又は執務状況を調査することができる。	2	(同 左)
3 綱紀委員会は、第1項の調査の結果を書面で会長に報告しなければならない。	3	(同 左)
4 綱紀委員会は、委員の過半数が、会員について第1項の調査をすることを相当と認めるときは、書面で、会長にその理由を付して意見を述べることができる。	4	(同 左)
(委員の職責)		
第51条 委員は、その職務を行うには、会員の人権を尊重し、かつ、公正でなければならない。		(同 左)
2 委員及び委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。	2	(同 左)

<p>(委員の除斥)</p> <p>第52条 委員は、次に掲げる事由が存するときは、その職務の執行から除斥される。</p> <p>(1) 当該委員が調査の対象となったとき。</p> <p>(2) 調査の対象となった会員と特別の利害関係（身分関係を含む。）があるとき。</p> <p>(3) 前各号に掲げる事由のほか委員の過半数が適当でないと認めたとき。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(会員の調査受忍義務)</p> <p>第53条 会員は、正当な理由がなければ綱紀委員会の調査を拒んではならない。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(その他の委員会)</p> <p>第54条 本会は、特定の事項の調査、研究又は運営及び諸活動を行わせる必要があると認める場合には、理事会の決するところにより、特別委員会又は各種委員会を置くことができる。</p> <p>2 前項の委員会に関し必要な事項は、理事会で定める。</p>	<p>(同 左)</p> <p>2 (同 左)</p>
<p>第5節 業務分掌</p>	
<p>(業務の分掌)</p> <p>第55条 本会に、その業務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>(2) 財務部</p> <p>(3) 業務部</p> <p>(4) 研修部</p> <p>(5) 広報部</p> <p>2 各部には部長を置く。</p> <p>3 各部の事務は、理事会の定めるところにより、理事がそれぞれ担当しなければならない。</p>	<p>(業務の分掌)</p> <p>第55条 本会に、その業務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>(2) 財務部</p> <p>(3) 業務部</p> <p>(4) 研修部</p> <p>(5) 広報部</p> <p><u>(6) 社会事業部</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 (同 左)</p>
<p>(各部の事務)</p> <p>第56条 総務部のつかさどる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項</p> <p>(2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項</p> <p>(3) 会長印、その他の会印の管守に関する事項</p> <p>(4) 文書の収受、発送及び保存に関する</p>	<p>(各部の事務)</p> <p>第56条 総務部のつかさどる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項</p> <p>(2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項</p> <p>(3) 会長印、その他の会印の管守に関する事項</p> <p>(4) 文書の収受、発送及び保存に関する</p>

<p>事項</p> <p>(5) 会員の入会及び退会その他人事に関する事項</p> <p>(6) 協会の役員推せんに関する事項</p> <p>(7) 登録事務及び調査士法人の届出に関する事項</p> <p>(8) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項</p> <p>(9) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項</p> <p>(10) 非調査士等の排除活動に関する事項</p> <p>(11) その他他の部の所掌に属さない事項</p> <p>2 財務部のつかさどる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入会金及び会費の徴収に関する事項</p> <p>(2) 予算及び決算に関する事項</p> <p>(3) 金銭及び物品の出納に関する事項</p> <p>(4) 資産の管理に関する事項</p> <p>(5) 業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項</p> <p>(6) 会員の福利厚生に関する事項</p> <p>(7) 会員の共済に関する事項</p> <p>3 業務部のつかさどる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会員の業務の指導及び連絡に関する事項</p> <p>(2) 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項</p> <p>(3) 業務関係法規その他業務に関する調査及び研究に関する事項</p> <p>(4) 報酬に関する調査及び研究に関する事項</p> <p>(5) 統計に関する事項</p> <p>(6) 境界についての確認、管理及び鑑定並びに境界紛争の解決に関する調査及び研究に関する事項</p> <p>(7) 業務の相談に関する事項</p> <p>(8) 境界標及び境界に関する資料の管理に関する事項</p> <p>(9) 地図に関する調査及び研究に関する事項</p> <p>(10) 地図の作製及び整備等に関する事項</p> <p>(11) 公共嘱託登記の受託推進及び協会に対する助言に関する事項</p> <p>4 研修部のつかさどる事務は、次のと</p>	<p>事項</p> <p>(5) 会員の入会及び退会その他人事に関する事項</p> <p>(6) (削除)</p> <p>(6) 登録事務及び調査士法人の届出に関する事項</p> <p>(7) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項</p> <p>(8) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項</p> <p>(9) 非調査士等の排除活動に関する事項</p> <p>(10) その他他の部の所掌に属さない事項</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 業務部のつかさどる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会員の業務の指導及び連絡に関する事項</p> <p>(2) 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項</p> <p>(3) 業務関係法規その他業務に関する調査及び研究に関する事項</p> <p>(4) 報酬に関する調査及び研究に関する事項</p> <p>(5) 統計に関する事項</p> <p>(6) 境界についての確認、管理及び鑑定並びに境界紛争の解決に関する調査及び研究に関する事項</p> <p>(7) 業務の相談に関する事項</p> <p>(8) 境界標及び境界に関する資料の管理に関する事項</p> <p>(9) 地図に関する調査及び研究に関する事項</p> <p>(10) (削除)</p> <p>(11) (削除)</p> <p>4 (同左)</p>
---	--

おりとする。

- (1) 研修計画に関する事項
- (2) 会員研修会の実施に関する事項
- (3) 講演会、講習会等の開催に関する事項
- (4) 研修会講師選任及び連絡に関する事項
- (5) 支部研修会に対する助言等に関する事項
- (6) 研修成果の分析に関する事項

5 広報部のつかさどる事務は、次のとおりとする。

- (1) 広報に関する事項
- (2) 会報の編集及び発行に関する事項
- (3) 情報の収集及び参考図書の編集発行に関する事項

5 (同 左)

6 社会事業部のつかさどる事務は、次のとおりとする。

- (1) 協会の役員推せんに関する事項
- (2) 地図の作製及び整備等に関する事項
- (3) 公共嘱託登記の受託推進及び協会に対する助言に関する事項
- (4) 筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項
- (5) 会則第 3 条第 9 号に規程する筆界に関する民間紛争解決手続に関する調査及び研究並びにその手続実機関に関する事項
- (6) 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項
- (7) その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

第 4 章 事務局

(事務局)

第57条 本会に、その事務を処理するため、事務局を設置し、必要な職員を置く。

(同 左)

(事務局の運営)

第58条 事務局の組織及び運営並びに職員に関し必要な事項は、理事会で定める。

(同 左)

第 5 章 資産及び会計

(会計年度)

第59条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に

(同 左)

始まり翌年3月31日までとする。

(予 算)

- 第60条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金その他の収入をもって支弁する。 (同 左)
- 2 会長は、当年度の予算案を作成し、理事会の決議を経て、これを定時総会に提出しなければならない。 2 (同 左)
- 3 会長は、予算の執行に当たっては、総会で承認された予算に基づき執行しなければならない。 3 (同 左)
- 4 予算が成立するまでの間の本会の収入及び支出は、前年度予算の例による。 4 (同 左)
- 5 定時総会において予算が成立しないときは、予算を成立させるため、会長は、速やかに臨時総会を招集しなければならない。 5 (同 左)
- 6 予算の執行に関し必要な事項は、理事会で定める。 6 (同 左)

(財産目録)

- 第61条 会長は、本会の資産及び負債を明らかにするため、毎会計年度末現在における財産目録を作成しなければならない。 (同 左)

(決算報告書)

- 第62条 会長は、本会の前年度の収入及び支出の決算報告書を作成し、監事に提出しなければならない。 (同 左)
- 2 監事は、前項の決算報告書を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。 2 (同 左)
- 3 会長は、定時総会に前項の決算報告書を提出しなければならない。 3 (同 左)

(資産の管理)

- 第63条 本会の資産は、会長が管理する。 (同 左)

(予算外支出)

- 第64条 会長は、予算の執行に当たり、やむを得ない事情により予算外の支出を必要とするときは、理事会の決議を経て、その執行をすることができる。 (同 左)
- 2 会長は、前項の規定により予算を執行したときは、その後最初に開かれる総会において、その承認を受けなければならない。 2 (同 左)

(財産の請求制限)		
第65条 会員は、その資格を失った場合には、この会則に別段の定めのあるときを除き、本会に対してなんらの財産上の請求をすることができない。		(同 左)
(給与・旅費等)		
第66条 役員及び職員等の給与、旅費及び手当等は、理事会の定めるところによる。		(同 左)
第6章 支部及び支部長会議		
第1節 支 部		
(支部)		
第67条 本会は、理事会の定める区域ごとに支部を置く。		(同 左)
2 前項の区域内に事務所を有する会員は、その支部に所属するものとする。	2	(同 左)
(支部の目的)		
第68条 支部は、本会及び他の支部との連絡を密にし、当該支部に所属する会員（以下「支部会員」という。）の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。		(同 左)
(支部の役員)		
第69条 支部に、支部長及び支部規則で定める役員を置く。		(同 左)
2 支部の役員は、支部規則の定めるところにより、支部に所属する調査士会員のうちから選任する。	2	(同 左)
(支部長の報告義務)		
第70条 支部長は、支部会員が法若しくは施行規則又はこの会則若しくは連合会会則に違反すると思料するときは、その旨を会長に報告しなければならない。		(同 左)
2 支部長は、支部の毎会計年度終了後2ヶ月以内に、支部の収入及び支出に関する決算報告書を会長に提出しなければならない。	2	(同 左)
(支部規則)		
第71条 この会則に定めるもののほか、支部の組織、事業その他支部の目的を達成するために必要な事項は、支部規則で定める。		(同 左)
2 前項の支部規則を定め、これを変更するには、会長の承認を得なければならない	2	(同 左)

い。

第2節 支部長会議

(支部長会議)

第72条 支部長会議は、支部長をもって組織する。ただし、支部長に事故があるときは、支部規則で定める者に代理させることができる。

2 本会の役員及び職員は、支部長会議に出席して意見を述べることができる。

(支部長会議の議長及び副議長)

第73条 支部長会議に、議長及び副議長各1人を置く。

2 議長及び副議長は、支部長が互選し、その任期は、就任後の本会の第2回目の定時総会の終了の時までとする。

3 議長は、支部長会議を代表し、副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

4 議長及び副議長は、支部長の資格を喪失したときは、退任する。

(支部長会議の招集)

第74条 会長又は支部長会議の議長は、必要があると認める場合には、支部長会議を招集することができる。

2 支部長会議を招集するには、会日から1週間前に会議の日時、場所及びその目的である事項を記載した通知を支部長に発しなければならない。

(支部長会議の招集請求)

第75条 会長は、4人以上の支部長から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して支部長会議の招集の請求があったときは、2週間以内に支部長会議を招集しなければならない。

2 前項の請求があった後1週間以内に支部長会議の招集通知が発せられなかったときは、前条第1項の規定にかかわらず、前項の請求者は、連名で、支部長会議を招集することができる。

3 前項の場合において、役員及び職員の出席を必要とするときは、前条第2項の通知を役員及び職員にも発しなければならない。

(支部長会議)

第72条 支部長会議は、支部長をもって組織する。ただし、支部長に事故があるときは、支部規則で定める者に代理させることができる。

2 本会及び支部役員並びに職員は、支部長会議に出席して意見を述べることができる。

(同 左)

2 (同 左)

3 (同 左)

4 (同 左)

(同 左)

2 (同 左)

(支部長会議の招集請求)

第75条 会長は、2人以上の支部長から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して支部長会議の招集の請求があったときは、2週間以内に支部長会議を招集しなければならない。

2 (同 左)

3 (同 左)

ない。		
(支部長会議の決議事項)		
第76条 次に掲げる事項は、支部長会議の決議を経なければならない。		(同 左)
(1) 総会若しくは理事会又は会長から付託された事項		
(2) 総会又は理事会に付議すべき事項		
(3) その他本会の適正円滑な運営を図るために必要な事項		
2 支部長会議は、本会の運営に関して、会長に建議することができる。	2	(同 左)
(議決権)		
第77条 支部長会議の決議は、支部長の過半数が出席し、その議決権の過半数の決議による。		(同 左)
2 支部長は、1個の議決権を有する。	2	(同 左)
(議事録)		
第78条 支部長会議の議事については、議事録を作らなければならない。		(同 左)
2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した支部長2人がこれに署名、押印しなければならない。		
3 前項の議事録は、本会において保存する。		
(書面による決議)		
第79条 会長は、緊急を要する事項について、書面により支部長会議の決議を求めることができる。		(同 左)
2 前項の場合において、支部長の3分の2以上が当該事項について、書面による同意を表したときは、支部長会議の決議があったものとみなす。	2	(同 左)
3 会長は、前項の決議の結果を、速やかに、支部長に通知しなければならない。	3	(同 左)
(準用規定)		
第80条 第35条第4項の規定は、支部長会議の議決権について準用する。		(同 左)
第7章 入会金及び会費		
(入会金)		
第81条 本会に入会しようとする者は、第6		(同 左)

(議事録)

第78条 支部長会議の議事については、議事録を作らなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した支部長1人がこれに署名、押印しなければならない。

3 (同 左)

<p>条第1項の入会届を提出するときに、別紙「入会金及び会費に関する規則」（以下「別紙」という。）に定める入会金を納入しなければならない。ただし、その者が入会に至らなかったときは、その者に入会金を返還しなければならない。</p> <p>2 調査士法人は、第7条に規定する届出をするときに、別紙に定める入会金を納入しなければならない。</p> <p>（会費）</p> <p>第82条 会員は、別紙に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>2 法人会員が会費を6月分滞納したときは、当該法人の社員が連帯して納入しなければならない。</p> <p>（会費の延納・減免及び返還）</p> <p>第83条 会員は、疾病又は災害等により、会費を納入することが困難な事由があるときは、会長に対し、その延納、減額又は免除の申出をすることができる。</p> <p>2 前項の申出は、当該会員の所属する支部の支部長を経由してするものとし、支部長は実情を調査の上、意見を付した書面をもって、会長に具申するものとする。</p> <p>3 会長は、会費の延納、減額又は免除を認定したときは、その旨を当該支部長及び当該会員に通知するものとする。</p> <p>4 会費の延納、減免及び返還に関し必要な事項は、理事会で定める。</p> <p>5 本会は、会員がその資格を失った場合において、会費の過納があるときは、当該会員であった者若しくはその遺族又は当該社員であった者に対し、その会費を返還する。</p> <p>（みなし退会）</p> <p>第84条 調査士会員が、第82条に規定する会費を6月分滞納し、本会から一定の期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しないときは、当該会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。</p>	<p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>2</p>	<p>（ 同 左 ）</p> <p>（ 同 左 ）</p> <p>（ 同 左 ）</p> <p>（ 同 左 ）</p> <p>（ 同 左 ）</p> <p>（ 同 左 ）</p> <p>（ 同 左 ）</p> <p>（ 同 左 ）</p>
---	---	---

(研修の実施)		
第85条 本会は、会員の資質向上を図るため、法令及び実務等に関する研修を実施する。		(同 左)
2 前項の研修の実施に関し必要な事項は、理事会で定める。	2	(同 左)
(研修の受講)		
第86条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第27条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に努めなければならない。		(同 左)
2 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。	2	(同 左)
3 調査士法人は、社員である調査士が第1項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。	3	(同 左)
第9章 境界問題相談センター		
第86条の2 本会は、筆界に関する民間紛争解決手続の業務を行うため、境界問題相談センターを設置することが出来る。		(同 左)
2 前項の境界問題相談センターの業務については、法務大臣の指定を受けるものとし、その実施及び運営に関して必要な事項は、理事会で定める。	2	(同 左)
第10章 業務執行及び品位保持		
(品位保持等)		
第87条 会員は、常に調査士としての品位を保持し、信用の昂揚を図り、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を行わなければならない。		(同 左)
(会則等の遵守義務)		
第88条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。		(同 左)
2 会員は、本会の発する注意又は勧告に従うとともに、回答を求められた事項については、遅滞なく、これに応答しなければならない。	2	(同 左)

<p>(非調査士等との提携の禁止)</p> <p>第89条 会員は、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に、自己の名義を貸与する等他人をして調査士の業務を取り扱わせるよう協力し、又は援助してはならない。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(不当誘致行為の禁止)</p> <p>第90条 会員は、金品の提供又は供応等の不当な手段により依頼を誘致してはならない。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(違法行為の助長の禁止)</p> <p>第90条の2 会員は、業務を行うにあたり詐欺的な行為、暴力その他これに類する違法又は不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(利益享受等の禁止)</p> <p>第90条の3 会員は、筆界特定申請代理、民間紛争手続代理等、取り扱っている事件に関連して、相手方から利益を受け、又はこれを要求し、若しくはこれを約束してはならない。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(広告)</p> <p>第91条 会員は、自己の業務について広告をすることができる。ただし、虚偽若しくは誇大な広告又は品位を欠く広告は、この限りでない。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(業務の取扱い)</p> <p>第92条 会員は、その業務を行うに当たっては、法令、通達及び本会の制定する要領等に準拠し、特別の理由がない限り、依頼を受けた順序に従い、迅速かつ適正に事件を処理しなければならない。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>2 会員は、業務の適正な処理を図るため、(個人情報等) 必要に応じて依頼者等の承諾を得て、相互に資料の提供をする等必要な協力をするよう努めるものとする。</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p>3 会員は、業務を受託するに当たっては、依頼者にその業務内容及び報酬等を十分説明し、契約書を作成するなどして、業務に関して紛争が生じることのないよう努めなければならない。</p>	<p>3 (同 左)</p>

(依頼の拒否)

第92条の2 会員は業務の依頼（筆界特定の手続に関する業務及び民間紛争解決手続代理関係業務を除く。）を拒んだ場合において、当該業務の依頼をした者から請求があったときは、その者に対し、その理由を記載した書面を交付しなければならない。

(同 左)

2 会員は、筆界特定の手続に関する業務又は民間紛争解決手続代理関係業務についての事件の依頼を受任しないときは、速やかに、その旨を当該依頼をした者に通知しなければならない。

2 (同 左)

(報酬の基準に関する明示)

第93条 会員は、事務所の見やすい場所に、会員の業務に関する報酬の基準を掲示するなどして、明示しなければならない。

(同 左)

(職印)

第94条 会員が業務上使用する職印の規格は、連合会の定めるところによる。

(同 左)

(記名・職印の押印等)

第95条 会員は、調査士業務として依頼者又は官公庁に提出する書類（民間紛争解決手続代理関係業務を除く。以下本文において同じ。）を作成したときは、その書類の末尾又は欄外に記名し、職印を押さなければならない。

(同 左)

2 会員は、調査士業務として依頼者又は官公庁に提出する電磁的記録を作成したときは、職名及び氏名を記録し、電子署名を行わなければならない。

2 (同 左)

(領収証)

第96条 会員は、依頼者から報酬を受けたときは、連合会の定める様式による領収証正副2通を作成し、正本は、これに記名し、職印を押して当該依頼者に交付しなければならない。

(同 左)

2 前項の副本は、作成の日から3年間保存しなければならない。

2 (同 左)

(事件簿)

第97条 会員（調査士法人の社員である調査士会員を除く。）及び調査士法人は、連合会の定める様式により、事件簿を調製し

(同 左)

なければならない。		
2 事件簿には、依頼を受けた順序に従い、受託番号、受託年月日、件名、依頼者の氏名・住所及び報酬額等を記載しなければならない。	2	(同 左)
3 受託番号は、毎年更新しなければならない。	3	(同 左)
4 第1項の事件簿は、磁気ディスクその他の電磁的記録により記録することができる。	4	(同 左)
5 事件簿は、その閉鎖後5年間保存しなければならない。	5	(同 左)
(年計報告)		
第98条 会員(調査士法人の社員である調査士会員を除く。)及び調査士法人は、毎年1月末日までに、連合会の定める様式により、前年に処理した事件の総件数を記載した年計報告書を会長に提出しなければならない。		(同 左)
2 会長は、前項の年計報告書を受領したときは、その総合計表を作成し、毎年3月末日までに連合会の会長に提出しなければならない。	2	(同 左)
(事務所の設備)		
第99条 会員は、その事務所に、依頼者から預託された図面、書類その他の物件の保管に必要な設備を整えなければならない。		(同 左)
(表示)		
第100条 調査士会員は、その事務所に「宮崎県土地家屋調査士会会員土地家屋調査士何某事務所」と記載した表札を掲げなければならない。		(同 左)
2 法人会員は、その事務所に調査士法人の名称と、社員である調査士の氏名を記載した表札を掲げなければならない。	2	(同 左)
3 前2項の表札の規格は、連合会の定めるところによる。	3	(同 左)
4 会員は、業務の停止の処分を受けたときは、その停止期間中表札を撤去しなければならない。	4	(同 左)
(補助者に関する届出)		
第101条 会員は、補助者を置いたとき又は補助者を置かなくなったときは、別に定める届出書を、本会に提出しなければならない。		(同 左)

らない。		
2 本会は、前項の届出があったときには、その旨を宮崎地方法務局長に通知するものとする。	2	(同 左)
(会員証等)		
第102条 調査士会員は、その業務を行う場合には、会員証を携帯し、会員徽章を着用しなければならない。		(同 左)
2 会員は、その補助者に連合会の定める様式による補助者証を携帯させなければならない。	2	(同 左)
(補助者の使用責任)		
第103条 会員は、補助者に業務を補助させる場合には、その指導及び監督を厳正にし、補助者の業務上の過失について、その責めを負わなければならない。		(同 左)
(届出)		
第104条 会員は、法又は施行規則の規定に基づき宮崎地方法務局長に書面を提出するには、本会を経由しなければならない。		(同 左)
第11章 会の指導、調査、注意勧告		
(会員に対する指導及び調査)		
第105条 会長は、会員の業務の適正を図るために会員に対する指導の必要があると認めるときは、その会員から報告を徴した上、その会員に適切な指示又は指導をすることができる。		(同 左)
2 会長は、必要があると認めたときは、会員の保有する事件簿その他の関係書類又は執務状況を調査することができる。	2	(同 左)
3 会員は、正当な理由がなければ前項の調査を拒んではならない。	3	(同 左)
(注意勧告)		
第106条 本会は、会員が法若しくは施行規則又はこの会則若しくは連合会会則に違反するおそれがあると認めるときは、綱紀委員会の調査を経て、当該会員に対して注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。		(同 左)
2 本会は、前項に規定する注意又は勧告の可否を決定するため、あらかじめ理事会	2	(同 左)

において、その構成員のうちから、5人以上7人以内の者を選任しなければならない。		
3 注意又は勧告は、前項の規定により選任された者の3分の2以上の決議をもって行う。	3	(同 左)
4 注意又は勧告に関し必要な事項は、理事会で定める。	4	(同 左)
(再調査の申立)		
第107条 前条第1項の規定により、注意又は勧告を受けた会員は、その注意又は勧告に不服があるときは、注意又は勧告を受けた日の翌日から30日以内に、理由を付した書面をもって、本会に対して再調査の申立をすることができる。		(同 左)
2 本会は、前項の再調査の申立があったときは、理事会で調査の上、必要な措置を講ずるものとする。	2	(同 左)
3 第105条第2項の規定は、前項の調査について準用する。	3	(同 左)
4 本会は、第2項の措置に関し、連合会の意見を聞くことができる。	4	(同 左)
(準用規定)		
第108条 第52条の規定は、第106条第2項の規定により選任された者及び前条第2項の理事会の構成員について準用する。		(同 左)
(書類及び執務状況の調査)		
第109条 本会は、法第55条又は施行規則第35条第3項の規定により、宮崎地方法務局長に報告するために必要があるときは、会員の保存する事件簿その他の関係書類又は執務状況を調査することができる。		(同 左)
2 第105条第3項の規定は、前項の調査について準用する。	2	(同 左)
(協力義務等)		
第110条 本会は、他の調査士会から綱紀委員会の調査又は注意勧告の決定に必要な調査若しくは紛議の調停のための調査に協力を求められたときは、その調査に協力するものとする。		(同 左)
第12章 情報の公開		
(情報の公開)		

第111条 本会は、本会及び会員に関する情報を公開するものとする。		(同 左)
2 前項の情報公開に関して必要な事項は、理事会で定める。	2	(同 左)
第13章 紛議の調停		
(紛議の調停)		
第112条 本会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停を行う。		(同 左)
2 前項の紛議の調停を行うため、本会に紛議調停委員会を置く。	2	(同 左)
3 紛議の調停に関し必要な事項は、理事会で定める。	3	(同 左)
(会員の出頭義務等)		
第113条 調停の請求を受けた会員は、やむを得ない事由がある場合を除き、調停の期日に出席しなければならない。		(同 左)
2 前項の会員は、本会から紛議に関する書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。	2	(同 左)
(会員の履行義務)		
第114条 会員は、調停で合意した内容については、誠実に履行しなければならない。		(同 左)
(守秘義務)		
第115条 紛議の調停に関与した者は、正当な事由がある場合でなければ、その職務上取り扱った事項について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。		
第14章 雑 則		
(会員の表彰・慶弔)		
第116条 会長は、理事会に諮り、本会の向上発展に特に功績があった会員を表彰することができる。		(同 左)
2 会長は、理事会の決議を経て慶弔規程を別に定めることができる。	2	(同 左)
(名誉会長・顧問等)		
第117条 本会に名誉会長のほか、相談役及び参与（以下これらの者を「顧問等」という。）を置くことができる。		(同 左)
2 名誉会長は、会長が総会に諮って委嘱	2	(同 左)

<p>する。</p> <p>3 顧問等については、会長が理事会に諮って委嘱する。</p> <p>4 会長は、名誉会長及び顧問等に対し、本会の運営その他重要事項について諮問を發し、又は助言を求めることができる。</p> <p>5 名誉会長及び顧問等の任期は、会長の任期と同一とする。ただし、会長が任期の中途において退任したときは、名誉会長の任期は、新たに選任された会長の就任の時までとする。</p>	3	(同 左)
<p>(施行規則への委任)</p> <p>第118条 この会則の施行に必要な規則は、理事会の決議を経て、会長が定める。</p>		(同 左)
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この会則は、昭和55年7月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この会則による改正後の規定は、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。</p>		(同 左)
<p>附 則</p> <p>この会則は、認可の日から施行する。</p>		
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この会則は、平成15年8月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この会則による改正後の規定は、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。</p>		
<p>附 則 (第3条、第5条、第7条、第8条、第13条、第14条、第15条、第17条、第18条、第49条、第55条、第56条、第86条の2、第90条の2、第90条の3、第92条、第92条の2、第95条)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この改正会則は、法務大臣の認可の日(平成 年 月 日)から施行する。</p>		

第7号議案

役員改選について

1. 選任すべき役員

会 長	1名
副 会 長	3名
理 事	10名
監 事	2名
予 備 監 事	1名
綱 紀 委 員	5名
予備綱紀委員	1名

役員選任について

○ 新任役員氏名記入欄

職名	氏名	所属支部	備考
会長			
副会長			
理事			
監事			
予備監事			
綱紀委員			
予備綱紀委員			

資 料

◎ 退 会 者

支部名	氏 名	退 会 年 月 日	備 考
宮 崎	鬼 塚 総一郎	20年 4月 3日	廃 業
宮 崎	松 尾 竹 宏	6月 17日	廃 業
宮 崎	河 野 日 出 男	7月 10日	廃 業
宮 崎	吉 田 新 治	7月 31日	廃 業
児 湯	松 本 基 則	10月 2日	廃 業
宮 崎	小 城 信 也	12月 30日	死 亡
宮 崎	松 浦 正 展	21年 1月 30日	廃 業
小 林	高 岡 宏 文	3月 31日	休 業

◎ 入 会 者

登録年月日 入会年月日	登録番号	氏 名	事 務 所 住 所 住 所	備 考
20. 6. 2 6. 2	7 6 6	川 崎 雅 人	888-0001 串間市大字西方 2833 番地 1 888-0005 串間市大字北方 2751 番地	
20. 6.20 6.20	7 6 7	殿 所 大 幸	880-0803 宮崎市旭一丁目 8 番 14 号 880-0014 宮崎市鶴島 3 丁目 72 番地 1	
18. 8. 1 20. 9. 2	7 5 9	定 益 通 正	885-0112 都城市乙房町 1666 番地イ 885-0112 都城市乙房町 1666 番地イ	再入会
21. 1.20 1.20	7 6 8	森 映 二	880-0867 宮崎市瀬頭二丁目 7 番 34 号 880-0925 宮崎市大字本郷北方 3335 番地 11	
21. 2.10 2.10	7 6 9	岩 野 辰 也	884-0005 児湯郡高鍋町大字持田 990 番地 3 889-1301 児湯郡川南町大字川南 23492 番地	

◎ 会員の異動状況

区 分	平成20年4月1日現在	退 会	入 会	平成21年3月31日現在
会員数	196名	8名	5名	193名